

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の原案について

令和6年11月13日
千葉県教育庁
企画管理部教育総務課
電話 043-223-4142

「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から教育委員会に対して意見の聴取があったものです。

1 改正理由

人事委員会勧告に基づき、給料表及び期末・勤勉手当の改定を行うもの

2 改正内容

(1) 給料表

初任給をはじめ若年層に特に重点を置いた給料月額の上上げ

(2) 期末・勤勉手当

ア 一般職員

年間支給月数0.1月分の上上げ

現行 4.50月分 ⇒ 令和6年度改定後 4.60月分

イ 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員

年間支給月数0.05月分の上上げ

現行 2.35月分 ⇒ 令和6年度改定後 2.40月分

ウ 会計年度任用職員（パートタイム）

年間支給月数0.1月分上上げ

現行 4.50月分 ⇒ 令和6年度改定後 4.60月分

3 施行期日

2 (1) 公布の日（令和6年4月1日から遡及適用）

2 (2) 公布の日（令和6年12月1日から遡及適用）